様式第2号（第5条関係）

丸亀市更生訓練費支給（不支給）決定通知書

第　　　　　号

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

丸亀市長

　　　　年　　月　　日付で申請のあった丸亀市更生訓練費の支給については、下記のとおり決定したので通知します。

記

１　支給します。

・施設名

・支給決定額　　　　　　　　　　円

・適用開始日

２　支給できません。

（理由）

・不服申立て及び取消訴訟

１　　この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に丸亀市長に対し審査請求をすることができます。

２　　この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、丸亀市を被告として（訴訟において丸亀市を代表する者は丸亀市長となります。）提起することができます。

問い合わせ先　　丸亀市

住所　香川県丸亀市大手町二丁目４番21号